

[1 森林整備による事業効果の検証]**(1) 関連事業**

水源の森林づくり事業、間伐材の搬出促進、地域水源林整備事業

(2) 所管

自然環境保全センター

(3) 調査のねらい

人工林における森林整備後の広葉樹の混交状況と下層植生の生育状況を継続的にモニタリングすることにより、森林整備による中期的な質的効果を検証する。

(4) 調査項目

- ① 林分構造(平成 29 年度～)
- ② 下層植生：植被率の変化 (平成 19 年度～)
- ③ 光環境：開空度の変化率

(5) 調査方法等

- ・人工林の森林整備実施箇所 22 地点において針広混交林の誘導状況を把握するために、植栽木に加えて樹高 1.5m 以上の広葉樹の樹種、直径、樹高を 5 年毎に調査
- ・1.5m 以下の下層植生についても植被率や出現種の被度を記録
- ・補足調査として、センサーカメラによるシカの生息状況及び保護柵内外の変化についても調査。

(6) これまでの検証結果等

- ・第 3 期（平成 29 年度から令和 3 年度）にかけて調査した地点の約 8 割で低木層を中心に広葉樹（広葉樹その他）の侵入し混交林化が進んでおり、3 割では亜高木層が形成されつつある。
- ・同時期における調査林分の成立本数は、大半が 400 本/ha から 800 本/ha の範囲にあり、第 3 期に間伐が進み、一部の調査地を除いて目標とする 400 本/ha から 600 本/ha 前後まで低下している。林床付近の光条件の指標となる地上 1.0m の高さで撮影した天空写真から計測した各調査地の開空度は、4% から 17% の範囲で、平均では 7% 前後と調査林分によりばらつきが大きかった。
- ・また、林床付近の植生回復の指標となる地区別の草本層の平均植被率は、小仏地区、丹沢地区、箱根地区でそれぞれ 41% から 45% の範囲にあり、地区により大きな差はなったが、試験区によってばらつきがあり、植生回復が進まない調査地があった。
- ・第 3 期中のニホンジカの撮影頻度は、丹沢地区が最も多く 0.344 回/カメラ日、次いで箱根外輪山地区 0.157 回/カメラ日、小仏地区の 0.086 回/カメラ日の順であり、小仏地区でも撮影されるようになっている。

2 土壤保全対策による事業効果の検証

(1) 関連事業

土壤保全対策の推進(中高標高域の自然林の土壤保全対策の実施)

(2) 所管

自然環境保全センター

(3) 調査のねらい

水源保全上重要な丹沢大山において、土壤侵食が深刻化している地域で施工された土壤保全事業の効果を、植生調査等を行うことで検証する。

(4) 調査項目

6地区(堂平地区、檜洞丸地区、熊笹ノ峰地区、犬越路南地区、犬越路北地区、大室山地区) 51地点で、以下の項目を調査。

- ① 植生調査
- ② 光環境調査
- ③ 林床合計被覆率
- ④ 定点写真撮影
- ⑤ 金網筋工の侵食堆積深等測定
- ⑥ 構造階段の植生調査等

(5) 調査方法等

植生保護柵設置後5年間を基本に毎年度継続して調査

(6) これまでの検証結果等

植生保護柵

- ・植生保護柵内外で比較すると、多くの地点で、柵内の確認種数、林床植被率、植生高が高い傾向が見られた。
- ・林床合計被覆率(植生+リター)において、裸地化20%以上を示したのは、全て柵外であった。

金網筋工

- ・侵食堆積深の調査では、ほぼ全ての地点で堆積効果が確認できた。
- ・植生調査では差異が見受けられず、植生保護柵外と同等の箇所もあった。
- ・リターの被覆率について金網筋工と植生保護柵を比較すると、金網筋工の方が高い傾向にあった。

以上のことから、次のことが示唆された。

- ・植生保護柵は、金網筋工と比較して植生回復の効果が高い。
- ・金網筋工は、植生保護柵と比較して土壤侵食を抑え堆積させる効果が高い。

3 ブナ林等の再生の事業効果の検証

(1) 関連事業

丹沢大山の保全・再生（ブナ林等の再生）

(2) 所管

自然環境保全センター

(3) 調査のねらい

丹沢山地の高標高ブナ林の衰退状況、衰退要因（ブナハバチ）、天然更新による再生状況、植栽試験等のモニタリングを行い、植生保護柵の設置、シカ管理捕獲及びブナハバチ防除試験の事業連携により実施しているブナ林再生事業の効果を検証する。

(4) 調査項目とその内容

- ① 衰退状況：7調査区でのブナの健全度・ブナハバチ食害度調査
- ② ブナハバチ：6地点での成虫捕獲による発生調査、繭密度調査
- ③ 大気・気象観測：4地点での大気汚染（オゾン）濃度、雨量、風向風速、気温、地温、日照等の常時観測
- ④ 植生調査：7地点での天然更新、林床植生、開空度調査、3地点での植栽試験

(5) これまでの検証結果等

- ・ブナ林の衰退状況については、ブナハバチの食害がブナの衰弱・枯死に大きく関与することがモニタリング結果から明瞭となった一方、ここ6年間は丹沢山地でブナハバチの激しい食害はみられず、健全なブナの個体数の割合が大幅に増加した地域もみられた。
- ・ブナハバチの防除対策については、依然としてブナハバチの高密度状態の地区があることから、大量発生に備えるため、ブナハバチや大気・気象観測のモニタリング成果を活用した発生予察技術開発を行った。
- ・天然更新による再生状況については、ギャップの大きさにより更新樹種が異なり、大ギャップではニシキウツギやマユミなどの小高木種が優占して、小ギャップではイヌシデやカエデ類の高木種が優占しており、いずれも植生保護柵内で樹高成長していた。
- ・植栽試験については、破損した植生保護柵では生存率が低下し、樹高成長が抑制されるが、破損のない植生保護柵では、いずれの樹種も10～15年経過時で生存率は50%を超えており、平均樹高は1～4mとなった。

※ これまでの検証結果を踏まえた再生の方針は、「丹沢ブナ林再生指針」(H29. 6)に掲載

4 中高標高域におけるシカ管理の事業効果と植生の回復状況の検証

(1) 関連事業

丹沢大山の保全・再生（中高標高域におけるシカ管理の推進）

(2) 所管

自然環境保全センター

(3) 調査のねらい

シカの生息密度調査、生息数推定、植生の回復状況等のモニタリングを行い、シカ個体数の低減状況と下層植生の回復状況を検証する。

(4) 調査項目、方法

シカ管理捕獲の効果検証を行うために、糞塊法、区画法等の委託調査を実施し、このデータに基づき階層ベイズ法によるシカの個体数の推計とその動向の把握を行う。また、これによる下層植生の回復状況調査を行う。

以下は、調査内容。

- ① 糞塊法（糞塊数のルート調査）
- ② 区画法（区域を設定した目視調査）
- ③ ベイズ推計（上記①、②等のデータによる個体数推移シミュレーション）
- ④ 植生定点調査（広葉樹林に設置した植生保護柵内外で林床植生の被度、種数等を調査）

(5) これまでの検証結果等

- ① 糞塊法：計画対象区域のシカ生息状況を広域で概観すると、丹沢山地の中央より東側では生息密度の増加が抑制されているが、西側の一部や箱根山地では増加傾向が示されている。
- ② 区画法：主なシカ生息地での目視調査であり、継続して捕獲を続けた箇所でシカの減少傾向が確認されている一方、目標密度に達しない箇所や増加傾向の箇所もある。
- ③ ベイズ推計：丹沢山地の中高標高域では、シカ個体数のゆるやかな減少傾向が確認されているが、定着防止区域では増加傾向がみられる。
- ④ 植生定点調査：ニホンジカ管理計画における第3次計画(H24～H28)時点で、52地点^{*1}（柵外）のうち約5割が植被率50%以上^{*2}もしくは25%以上^{*3}となった。また、第3次計画と第4次計画(H29～R3)の5年間の比較では、約1割の調査地点で植被率が10%以上増加した。

*1 ニホンジカ管理計画における自然植生回復エリアと生息環境管理エリアの調査地点

*2 ニホンジカ管理計画における自然植生回復エリアの目標基準値

*3 ニホンジカ管理計画における生息環境管理エリアの目標基準値

5 溪畔林整備による事業効果の検証

(1) 関連事業

溪畔林整備事業（第2期までの実施）

(2) 所管

自然環境保全センター

(3) 調査のねらい

- ・溪畔林整備後の下層植生の生育状況等を継続的にモニタリングすることにより、溪畔林整備事業による初・中期の整備効果を検証する。
- ・事業の検証結果に基づき初期の整備技術を確立させ、私有林での溪畔林整備に資する。

(4) 調査項目

- ① 林床植生：植被率、種名、被度、群度
- ② 樹木稚樹生育状況：種名、樹高、根元位置
- ③ 林床被覆状況：林床合計被覆率
- ④ 光環境：開空度

(5) 調査方法等

溪畔林整備を行う森林毎に調査区を設定し、事前調査及び施工後、3～5年毎に調査を実施。

(6) これまでの検証結果等

- ・中川川上流域（大滝沢）および中津川流域（本谷川）の、異なる内容の整備を実施した溪畔域森林内において、その効果をモニタリングした。なお、大滝沢の調査区は整備後7年と5年、本谷川の調査区は7年と6年が経過している。
- ・モニタリングの結果、大滝沢の針葉樹林で、間伐、植生保護柵の設置、土壤保全工を実施した箇所においては、針広混交林への移行が順調に進んでいると考えられた。
- ・一方、間伐と土壤保全工、間伐と植生保護柵の設置、植生保護柵の設置のみ、間伐のみの箇所においては、効果が見られないか限定的と考えられた。
- ・本谷川の落葉樹林内で植生保護柵を設置した箇所は、目標とする「林床植生の発達した広葉樹林」が形成されつつあると考えられた。
- ・本谷川の針葉樹林内では、間伐と植生保護柵の設置、植生保護柵の設置のみの箇所においても、林分の目標である「針広混交林を経て広葉樹林」に向かいつつあると考えられた。また、間伐のみの箇所においても、シカの採食圧の影響は受けているものの、上層広葉樹の幹本数が増加・成長していた。植生保護柵の設置の有無の違いは、上層での広葉樹の増加幅、稚樹の本数および樹高に影響していると考えられた。
- ・平成19年度以降、2期10年間、溪畔林のモデル林を整備し効果を検証してきた結果を基に、溪畔林の初期の整備手法として、「溪畔林整備の手引き」をとりまとめている。

6 河川の流域における動植物等調査

(1) 関連事業

河川・水路整備

(2) 所管

環境科学センター

(3) 調査のねらい

- ・河川環境を指標する水生生物、河川と関わりのある陸域生物、生物の生息環境及び森林管理と密接に関係する窒素、SS（浮遊物質量）等の水質について調査を行い、将来の施策展開の方向性について検討するための基礎資料を得る。
- ・施策の効果として予想される河川環境の変化を把握する。
- ・従来実施してきた捕獲による生物調査を代替・補完するため、近年注目を集めている環境DNA調査（※）手法の検討を行う。
※生物の排泄物や組織片などに由来する水中に存在するDNA断片を採取・分析することで間接的に生物の生息状況を把握する生物調査手法

(4) 調査項目

- ・環境DNA調査

(5) 調査方法等

- ・底生動物の環境DNA調査手法開発のため、底生動物のDNAデータベースを充実させるとともに、底生動物のうち水生昆虫に対して特異的に增幅可能な試薬などを試すことにより検出率の向上を図る。
- ・また、環境DNA調査結果を事業効果の評価に活用し、捕獲調査との特性の違いなどを評価するため、過去の捕獲調査結果と水質との相関を検証するとともに、環境DNA調査の高頻度・広域調査を実施する。

(6) これまでの検証結果等

<新規調査（環境DNA調査手法の導入）>

[底生動物]

- ・課題となっていた県内に生息する底生動物のDNAデータベースの不足に対し、幼虫及び成虫の捕獲調査を実施し、353種・属のDNAデータベースを整備した。
- ・整備したDNAデータベースを活用することで分類群によっては非常に高精度な種検出が可能となっており、今後はDNAデータベース整備と並行して、環境DNA調査の結果を河川環境の健全度や水源事業の評価に活用するための検討を実施する。

[事業評価関連]

- ・相模川・酒匂川について、過去の生物の捕獲調査と水質調査結果の相関を検証し、TOCやCOD等の有機的な汚れの指標となる種としてカジカが選定され、種多様性の指標となる種としてヨシノボリ属（カワヨシノボリを除く）が選定された。

- ・水源事業により最も重点的に浄化槽を設置した河川である串川については、高頻度での環境 DNA 調査を継続するとともに、相模川中下流域を中心に広域的な環境 DNA 調査を実施し、捕獲調査と同様の結果が得られるか検証したところ、調査データは少ないものの同様の傾向がみられることが明らかとなつた。

[県民調査関連]

- ・環境 DNA 調査のうち、既に調査手法が確立されている魚類については試行的に県民調査に導入をした。その結果、8 地点で県のレッドデータリスト掲載種等の重要種 9 種を含む計 31 種・属の魚類を検出し、県民調査員による調査でも十分な精度で生物調査が実施できることが明らかとなった。

7 河川・水路の自然浄化対策による事業効果の検証

(1) 関連事業

河川・水路の自然浄化対策事業

(2) 所管

水源環境保全課

(3) 調査のねらい

整備を実施した河川・水路において水質や動植物の状況を定期的にモニタリングすることにより、河川・水路整備による中期的な質的効果を検証する。

(4) 調査項目

①水質：pH, BOD, SS, DO 等

②動植物：各種類の動植物の生息状況

(5) 調査方法等

・整備を実施した河川・水路において、継続して調査（整備後2年間は必須）

・水質については整備箇所の上下流で調査

(6) これまでの検証結果等

①水質については主に生物化学的酸素必要量（BOD）で効果検証を行っており、整備後も概ねA類型相当の値を保っている。

②動植物については、調査を実施している一部の施工地で整備前と比較して種類の増加、生息数の増加がみられている。

【河川・水路等の整備におけるモニタリング調査結果】

- 工事後の水質調査は、41箇所で実施した。
- BODについて、工事箇所下流の工事前後を比較し、工事後に低下した箇所は24箇所、上昇した箇所は14箇所、変化がなかった箇所は3箇所で、工事後の値は概ね河川の環境基準A類型（2.0mg/L）相当の数値であった。

ア 生態系に配慮した河川・水路等の整備

	市町村	事業箇所	工事箇所下流の水質（BOD）		年度		変化 (a)-(b)
			工事前（a）	工事後（b）	工事前	工事後	
1	小田原市	鬼柳排水路	1.0	0.9	H19	H28	0.1
2	小田原市	桑原排水路	0.9	0.7	H19	H28	0.2
3	小田原市	柏山排水路	2.0	2.3	H20	H28	△0.3
4	小田原市	牛島排水路	1.0	0.8	H26	R3	0.2
5	小田原市	寺下排水路	1.1	1.4	H26	R3	△0.3
6	相模原市	姥川 ₁	3.1	1.2	H19	R2	1.9
7	相模原市	姥川 ₂	0.9	1.7	H24	H28	△0.8
8	相模原市	八瀬川 ₁	1.5	1.0	H22	R2	0.5
9	相模原市	八瀬川 ₂	0.9	0.8	H24	H28	0.1
10	相模原市	道保川 ₁	0.7	1.0	H20	R2	△0.3
11	相模原市	道保川 ₂	0.5	0.3	H24	H28	0.2
12	厚木市	恩曾川 ₁	0.9	0.9	H20	H28	0.0

13	厚木市	恩曾川 ₂	0.7	0.7	H24	H30	0.0
14	厚木市	東谷戸川	1.4	0.7	H20	H28	0.7
15	厚木市	善明川 ₁	1.8	0.9	H21	H28	0.9
16	厚木市	善明川 ₂	0.9	1.2	H26	H28	△0.3
17	厚木市	善明川 ₃	0.5	0.6	H26	H30	△0.1
18	厚木市	北久保川	0.8	0.7	H30	R3	0.1
19	厚木市	干無川	0.3	0.9	H30	R3	△0.6
20	伊勢原市	日向用水路	1.1	0.2	H20	H28	0.9
21	伊勢原市	藤野用水路	2.2	0.9	H24	H30	1.3
22	南足柄市	泉川	0.5	0.7	H20	H28	△0.2
23	南足柄市	神崎水路	1.8	1.7	H21	H28	0.1
24	南足柄市	弘西寺堰水路	14※2	0.9	H22	H29	13.1
25	大井町	農業用水路	0.5	0.5	H21	H28	0.0
26	松田町	河土川	3.0	0.5	H25	R3	2.5
27	山北町	日向用水路	0.4	0.9	H21	H28	△0.5
28	山北町	川村用水路	1.0	0.6	H24	H30	0.4
29	開成町	宮ノ台土掘田水路	4.0	0.8	H20	H28	3.2

イ 河川・水路等における直接浄化対策

	市町村	事業箇所	工事箇所下流の水質(BOD)		年度		変化 (a)-(b)
			工事前(a)	工事後(b)	工事前	工事後	
1	相模原市	姥川 ₂ ※3	1.6	2.3	H24	H28	△0.7
2	相模原市	八瀬川 ₂ ※3	0.9	0.7	H24	H28	0.2
3	相模原市	道保川 ₂ ※3	0.5	1.2	H24	H28	△0.7
4	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₁	3.5	1.4	H19	H28	2.1
5	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₂	1.1	1.0	H21	H28	0.1
6	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₃	1.0	1.1	H21	H28	△0.1
7	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₄	1.0	1.4	H21	H28	△0.4
8	厚木市	善明川(粗朶沈床工)	1.7	1.0	H21	H28	0.7
9	厚木市	山際川(浄化ブロック設置工)	2.7	4.0	H20	H28	△1.3
10	伊勢原市	藤野用水路※ ₃	2.2	0.9	H24	H28	1.3
11	開成町	用水路(ひも状接触材設置工) ₂	9.0	0.7	H19	H28	8.3
12	開成町	上島水路(水生植物の植栽工)	2.5	0.6	H19	H28	1.9

※1 環境基本法第16条に規定される環境基準において、測定回数は「原則として月1回以上」としている(年間12回以上)。一方、本件については、工事期間中等水質が安定しない時期があるため、測定回数を「整備計画の策定に必要な期間内に2回/日を原則月2回程度実施する」としている(年間4回程度)。このため、季節変動が考慮できず、かつ測定回数が少ないため、測定誤差が大きい。

※2 弘西寺堰水路の水質調査結果は、一時的な汚水等の流入等が原因による突発的な数値と考えられた。

※3 河川・水路における直接浄化対策は、効果が高い自然石等による礫間浄化を推奨するため、第2期から生態系に配慮した河川・水路の整備と併せて行うこととしており、生態系に配慮した河川・水路の整備の実施内容を再掲した。

【整備手法等を追加した評価結果】

- 工事後の評価は、39箇所で実施した。なお、評価については、平成26年度より「河川水路事業評価シート」を使用し、①水質・動植物調査、②整備手法、③水環境の維持について、それぞれ評価している。[満点：100点（①20点、②60点、③20点）]
(評価シートについては、県水源環境保全課ホームページに掲載
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23439.html>)
- 評価結果について、工事前後を比較し、すべての箇所で評価点が向上した。また、生態系に配慮した河川・水路等の整備は工事前後で評価点が平均で約26点向上し、直接浄化対策は工事前後で評価点が平均で約17点向上した。

ア 生態系に配慮した河川・水路等の整備

	市町村	事業箇所	工事箇所の評価点 (①水質・動植物 ②整備手法 ③水環境の維持)		年度		変化 (b)- (a)
			工事前(a)	工事後(b)	工事前	工事後	
1	小田原市	鬼柳排水路	62(①14点②39点③9点)	65(①14点②39点③12点)	H19	H28	3
2	小田原市	桑原排水路	37(①19点②12点③6点)	60(①20点②27点③13点)	H19	H28	23
3	小田原市	栢山排水路	34(①15点②16点③3点)	46(①19点②23点③4点)	H20	H28	12
4	小田原市	牛島排水路	36(①17点②16点③3点)	48(①19点②21点③8点)	H26	R3	12
5	小田原市	寺下排水路	36(①17点②16点③3点)	48(①19点②21点③8点)	H26	R3	12
6	相模原市	姥川1	34(①12点②17点③5点)	66(①20点②34点③12点)	H19	R2	32
7	相模原市	姥川2	37(①15点②17点③5点)	66(①20点②34点③12点)	H24	R2	29
8	相模原市	八瀬川1	40(①19点②17点③4点)	61(①20点②36点③5点)	H22	R2	21
9	相模原市	八瀬川2	41(①19点②18点③4点)	59(①20点②34点③5点)	H24	R2	18
10	相模原市	道保川1	48(①19点②17点③12点)	80(①20点②46点③14点)	H20	R2	32
11	相模原市	道保川2	47(①17点②18点③12点)	80(①20点②46点③14点)	H24	R2	33
12	厚木市	恩曾川1	35(①16点②17点③2点)	52(①20点②27点③5点)	H20	H28	17
13	厚木市	恩曾川2	20(①16点②6点③-2点)	70(①20点②43点③7点)	H24	H28	50
14	厚木市	東谷戸川	11(①18点②-5点③-2点)	69(①20点②41点③8点)	H20	H28	58
15	厚木市	善明川1	21(①14点②8点③-1点)	81(①20点②50点③11点)	H21	H28	60
16	厚木市	善明川2	17(①14点②3点③0点)	46(①20点②26点③0点)	H26	H28	29
17	厚木市	善明川3	19(①16点②4点③-1点)	42(①20点②23点③-1点)	H26	H28	23
18	厚木市	北久保川	31(①20点②12点③-1点)	31(①20点②12点③-1点)	R1	R3	0
19	厚木市	干無川	31(①20点②12点③-1点)	29(①18点②12点③-1点)	R1	R3	△2
20	伊勢原市	日向用水路	64(①20点②33点③11点)	79(①20点②42点③17点)	H20	H28	15
21	伊勢原市	藤野用水路	44(①20点②17点③7点)	73(①20点②43点③10点)	H24	H28	29

22	南足柄市	泉川	38(①20点②18点③0点)	59(①20点②35点③4点)	H20	H28	21
23	南足柄市	神崎水路	30(①16点②15点③-1点)	47(①20点②23点③4点)	H21	H28	17
24	南足柄市	弘西寺堰水路	43(①14点②23点③6点)	52(①19点②25点③8点)	H22	H28	9
25	大井町	農業用水路	20(①18点②2点③0点)	71(①20点②42点③9点)	H21	H28	51
26	松田町	河土川	46(①12点②31点③3点)	65(①16点②43点③6点)	H25	<u>R3</u>	<u>19</u>
27	山北町	日向用水路	37(①21点②13点③3点)	43(①20点②17点③6点)	H21	H28	6
28	山北町	川村用水路	33(①14点②18点③1点)	74(①18点②47点③9点)	H24	H29	41
29	開成町	宮ノ台土掘田水路	26(①10点②14点③2点)	41(①20点②17点③4点)	H20	H28	15

イ 河川・水路等における直接浄化対策

	市町村	事業箇所	工事箇所の評価点 (①水質・動植物 ②整備手法 ③水環境の維持)		年度		変化 (b)- (a)
			工事前(a)	工事後(b)	工事前	工事後	
1	相模原市	姥川 ₂ ※	37(①15点②17点③5点)	57(①17点②34点③6点)	H24	H28	20
2	相模原市	八瀬川 ₂ ※	41(①19点②18点③4点)	62(①20点②36点③6点)	H24	H28	21
3	相模原市	道保川 ₂ ※	47(①17点②18点③12点)	73(①20点②41点③12点)	H24	H28	26
4	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₁	51(①11点②35点③5点)	63(①20点②40点③3点)	H19	H28	12
5	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₂	9(①18点②-7点③-2点)	16(①20点②-2点③-2点)	H21	H28	7
6	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₃	12(①18点②-4点③-2点)	22(①20点②4点③-2点)	H21	H28	10
7	厚木市	恩曾川(浄化ブロック設置工) ₄	13(①18点②-4点③-1点)	18(①20点②-1点③-1点)	H21	H28	5
8	厚木市	善明川(粗朶沈床工)	21(①12点②10点③-1点)	58(①20点②32点③6点)	H21	H28	37
9	厚木市	山際川(浄化ブロック設置工)	9(①14点②-4点③-1点)	18(①20点②-1点③-1点)	H20	H28	9
10	伊勢原市	藤野用水路※	44(①20点②17点③7点)	73(①20点②43点③10点)	H24	H28	29
11	開成町	用水路(ひも状接触材設置工) ₂	30(①15点②16点③-1点)	42(①20点②21点③1点)	H19	H28	12
12	開成町	上島水路(水生植物の植栽工)	38(①18点②16点③4点)	48(①20点②21点③7点)	H19	H28	10

※ 河川・水路における直接浄化対策は、効果が高い自然石等による礫間浄化を推奨するため、第2期から生体系に配慮した河川・水路の整備と併せて行うこととしており、生態系に配慮した河川・水路の整備の実施内容を再掲した。

8 地下水保全対策による事業効果の検証

(1) 関連事業

地下水保全対策事業

(2) 所管

水源環境保全課

(3) 調査のねらい

ア. <地下水汚染対策>

秦野市において、浄化装置を設置して地下水に含まれている有機塩素系化学物質の浄化を行っているため、その中期的な質的効果を検証する。

イ. <地下水モニタリング（事業）>

地下水質、地下水位のモニタリングを行い、地下水を水道水源として利用している地域の地下水の状況を監視することで、良質で安定的な地下水の確保に資する。

(4) 調査項目、方法

ア. <地下水汚染対策>

調査項目：有機塩素系化学物質

調査方法等：毎年度継続して調査

イ. <地下水モニタリング（事業）>

調査項目：地下水位、地下水質

調査方法：毎年度継続して調査

(5) これまでの検証結果等

ア. <地下水汚染対策>

浄化装置の設置後、有機塩素系化学物質であるテトラクロロエチレンの濃度は減少している。

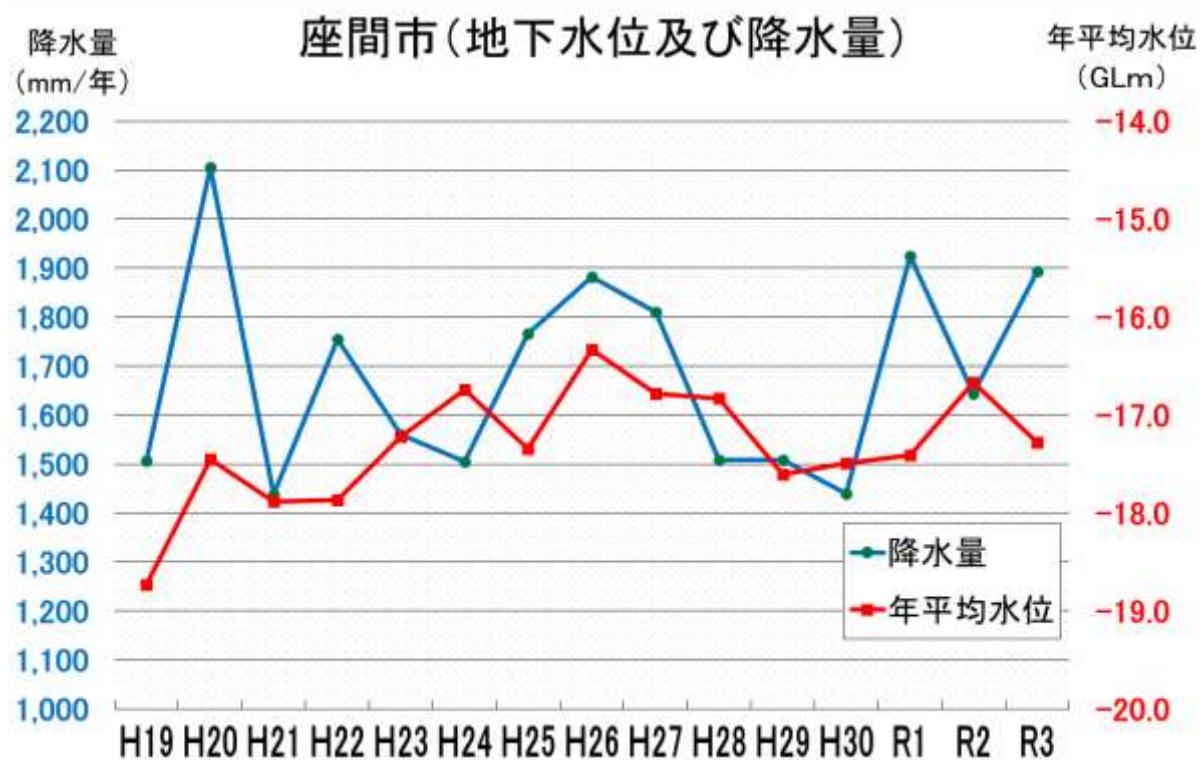
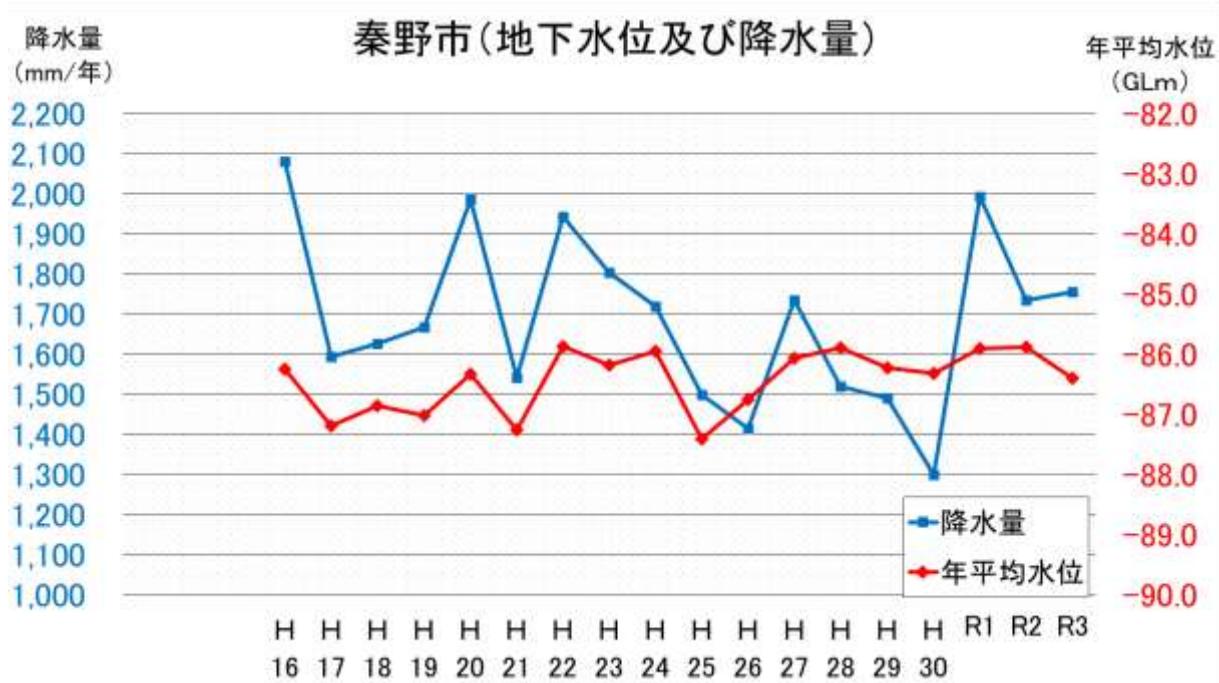
イ. <地下水モニタリング（事業）>

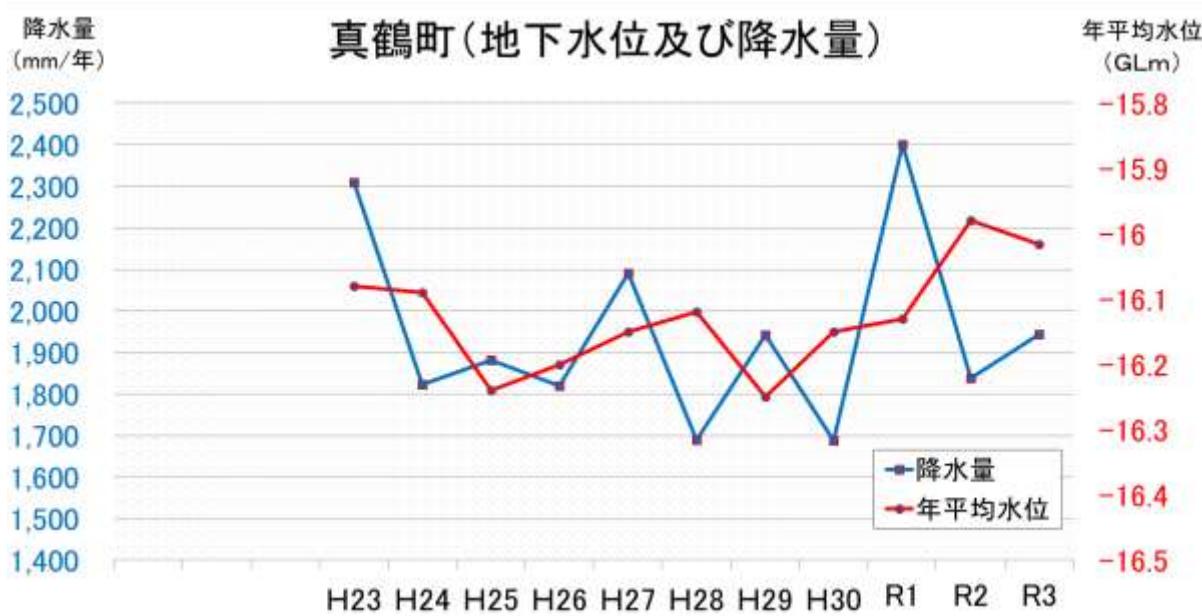
・地下水位は直前の降雨状況に対応して変動しているものの、年間を通じて地下水利用に問題のない水位レベルを維持している。

・令和3年度は地下水質のモニタリングを行っている 10 市町において、汚染は確認されていない。

【地下水位】

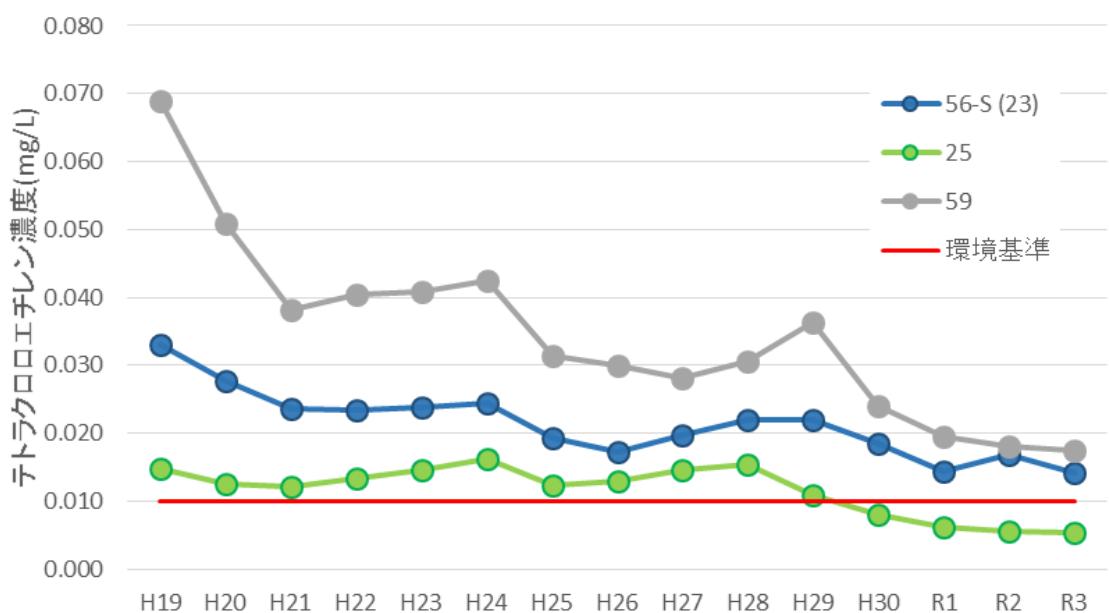
- ・GL とは Ground LeveL (地盤面) の略です。GL-1.00m は、地盤面から 1m 以上下がった高さを表します。





【地下水質】

図 秦野市におけるテトラクロロエチレン濃度の変化



地点名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
56-S (23)	0.033	0.028	0.024	0.024	0.024	0.024	0.019	0.017	0.020	0.022	0.022	0.018	0.014	0.017	0.014
25	0.015	0.013	0.012	0.013	0.015	0.016	0.012	0.013	0.015	0.015	0.011	0.008	0.006	0.006	0.005
59	0.069	0.051	0.038	0.040	0.041	0.042	0.031	0.030	0.028	0.031	0.036	0.024	0.020	0.018	0.017

環境基準 0.01mg/L

事業実施区域の情報は、次の秦野市ホームページ（データ編【6. 地下水（深層地下水浄化事業位置図）】P 64）に掲載

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000688/index.html>

図 中井町（厳島湿生公園）における硝酸性窒素濃度の変化

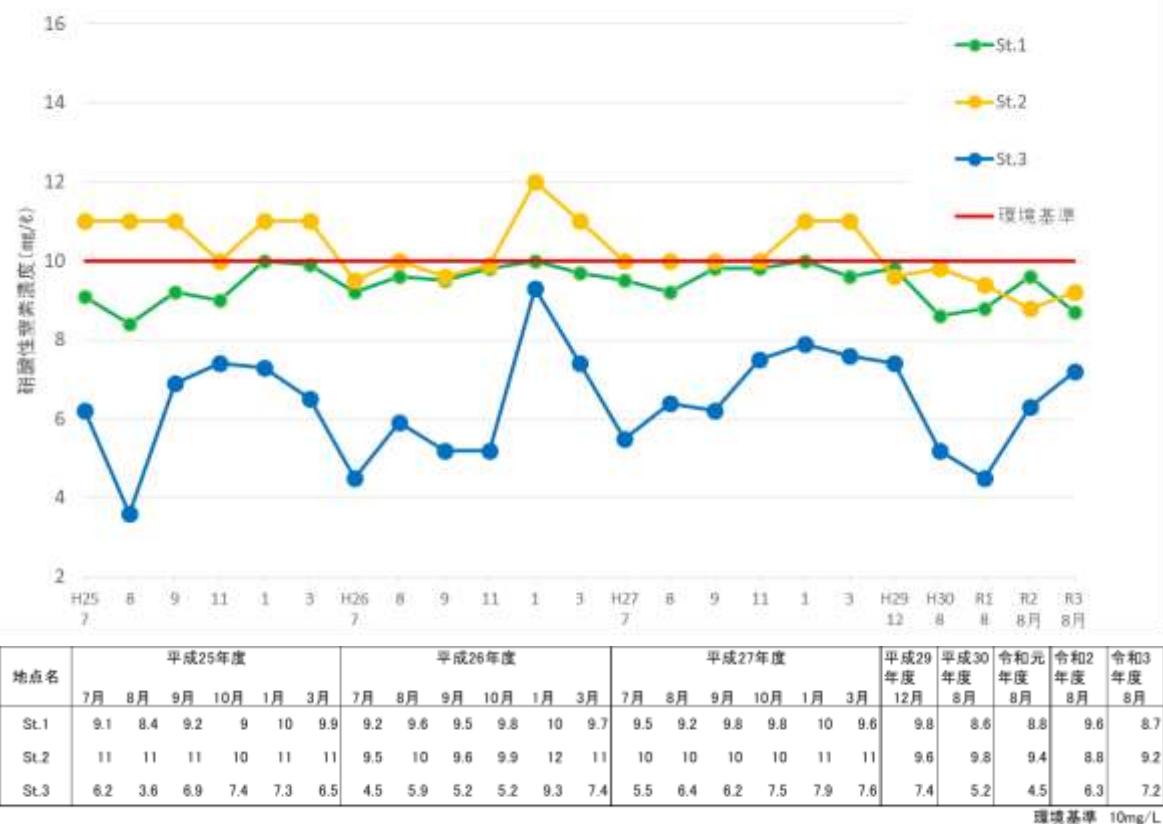


図 座間市（地点：深井戸A3）におけるテトラクロロエチレンの濃度の変化

